

令和3年8月23日

【照会先】

職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室

室長 高西 盛登

室長補佐 小林 直人

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5874)

(直通電話) 03(3595)3404

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の 認定制度」を創設しました

～9月10日まで認定申請を受け付けています～

厚生労働省は、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の第1回目の申請を9月10日（金）まで受け付けています。この認定制度は、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野の職業紹介事業について、紹介手数料額や採用後の早期離職などの諸事案への対応として創設したものです。

本制度を通じ、当該分野における適正な有料職業紹介事業者を「見える化」し、当該分野の求人者が、職業紹介事業者の利用に際して、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、適正な事業者を選択できるようになることが期待されます。

■申請対象

有料の職業紹介事業を行っている事業者の方

■申請条件

認定申請する分野の施設に対して、以下対象職種の少なくとも1つ以上の職種について、直近の過去2年度連続で、年間5件以上の入職実績（無期雇用）があることが必要です。

〈対象職種〉

- 医療分野 医師、看護職、リハビリテーション専門職、医療技術者、薬剤師、
歯科医師、歯科衛生士、看護助手・歯科助手、栄養士・管理栄養士
- 介護分野 介護職、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、
生活・支援相談員、機能訓練指導員、栄養士・管理栄養士、
医師、看護職
- 保育分野 保育士

■申請受付期間

令和3年8月16日（月）から令和3年9月10日（金）までです。
来年2月頃に第2回目の申請受付を予定しています。

■認定事業者公表時期

令和3年11月中旬頃を予定しています。

■審査料

1分野の申請につき10万円（税別）となります。
複数分野を申請する場合の審査料は申請先までご照会ください。

■認定制度の概要など詳細はこちら

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」
（委託事業者ホームページ）

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei>

■申請先

厚生労働省委託事業「医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会」受託運営事務局

一般社団法人 日本人材紹介事業協会（委託先）

電話 03(5408)5454 ※受付 平日10:00～17:00

E-Mail info@jesra.or.jp